

平成30年度 予防接種等補助金

所管部課名	市民健康課		担当者	山下 内線（7002-213）				
事務事業名	感染症予防事業、感染症予防事業（一般）							
根拠法令	薩摩川内市予防接種等補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	11,755 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	11,755 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請件数		2,000件	平成35年度				
成果指標②	接種対象年齢における接種率		90%以上	平成35年度				
補助対象者	乳幼児、小学生未満（ロタウイルスワクチン、おたふくかぜワクチン） 成人（風しん含有ワクチン、風しん抗体価検査）							
補助対象経費	ワクチン接種及び抗体検査に要した費用として医療機関に支払った額							
補助対象事業・活動の内容	予防接種又は抗体検査を受けた者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付することにより、予防接種等を受けやすい環境を整備し、もって保健及び福祉の向上に資することを目的とする。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	・ロタ：接種費用の半額（上限：1価7,500円、5価5,000円） ・おたふく：接種費用の半額（上限：3,000円） ・風しんワクチン：接種費用（上限6,000円） 風しん抗体検査：接種費用（上限：2,000円）							
上記項目の積算方法	補助金交付要綱第4条							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			9,440,000	100.0%	10,979,500	100.0%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		9,440,000	100.0%	10,979,500	100.0%	
	支出	事業費	0		9,440,000	100.0%	10,979,500	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
計		0		9,440,000	100.0%	10,979,500	100.0%	
支出計/前年度支出計						116.3%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数		0		1,662		1,793		
成果指標の推移①				1,533		2,115		
成果指標の推移②				87		91.3		
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】広報紙、市HPへの掲載、医療機関へのチラシ配布、専用アプリによる情報提供 【費用対効果】 【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	子育て世代及び子どもを望む世代の経済的負担の軽減を図ることにより、予防接種等を受けやすい環境を整備し、保健及び福祉の向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	② 子育て世代及び子どもを望む世代の経済的負担の軽減を図っており、継続的な支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	接種率の向上により、乳幼児の感染症予防及び感染症治療に係る医療費抑制につながる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が行うべき事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	子育て世代の助成の施策の一環として、他市町村と比較しても、妥当なものである。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	子育て世代の経済的負担の軽減、乳幼児等の感染症への罹患のリスクを低減するため、継続的な支援が必要である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	予防接種等を受けた保護者等の経済的負担を軽減しており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	任意予防接種の接種率向上のために、有効な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付要綱で明確に規定されており、経費の内容も適正なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 交付要綱に基づく適正な補助であり、子育て世代等の経済的負担の軽減及び乳幼児等の感染症の罹患リスクの低減に貢献している。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 広報紙等への掲載による保護者等への周知及び医療機関への協力依頼。		〈まとめ〉

○薩摩川内市予防接種等補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第188号

改正 平成29年9月29日告示第535号

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市予防接種等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、予防接種又は抗体検査（以下「予防接種等」という。）を受けた者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付することにより、予防接種等を受けやすい環境を整備し、もって保健及び福祉の向上に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、別表第1に定める予防接種等を受けた日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市が備える住民基本台帳に記録されている者で、別表第1に定める助成対象に該当する者とする。

(補助金の額等)

第4条 予防接種等の補助金の額及び補助の回数の上限は、別表第2に定める額及び回数とする。

2 前項の規定にかかわらず、予防接種等において補助金以外の助成等を受ける対象者に対しては前項に規定する補助金の額から補助金以外の助成額等を控除した額を助成するものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、薩摩川内市予防接種等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、別表第1に定める予防接種等を受けた日から6箇月以内に市長に申請しなければならない。

(1) 予防接種等に係る医療機関が発行した領収書

(2) 予防接種等を受けたことが確認できるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは薩摩川内市予防接種等補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 7 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、薩摩川内市予防接種等補助金請求書（様式第 3 号）に決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（調査等）

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金等の返還）

第 9 条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（見直しの期間）

第 10 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 11 条 補助金に係る効果は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

（1） 申請件数

（2） 接種対象年齢における接種率

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（薩摩川内市風しん等ワクチン接種等補助金交付要綱の廃止）

2 薩摩川内市風しん等ワクチン接種等補助金交付要綱（平成 25 年薩摩川内市告示等 455 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日前にこの告示による廃止前の旧要綱の規定により風しんワクチン若しくは麻しん・風しん混合ワクチンの接種又は風しん抗体検査を受けた者の申請に係る薩摩川内市風しん等ワクチン接種等補助金（以下「旧補助金」という。）については、なお従前の例による。

- 4 この告示の施行の日前にこの告示による廃止前の旧要綱の規定により交付された旧補助金については、旧要綱第7条及び第8条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成29年9月29日告示第535号）抄
（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

予防接種等の種類		助成対象
ロタウイルスワクチン	1価	生後6週から生後24週までの者
	5価	生後6週から生後32週までの者
おたふくかぜワクチン		1歳以上7歳未満の者であり、かつ、小学校就学の始期に達する日の前日までの間にあるおたふくかぜの既往歴がない者
風しん含有ワクチン		風しん抗体価検査を受けた者で、HI法（赤血球凝集抑制反応）を用いた検査にあつては抗体価16以下、EIA法（酸素免疫法）を用いた検査にあつては抗体価8未満の者その他市長が必要と認めるもの
風しん抗体価検査		風しん含有ワクチンの予防接種歴が2回未満の者で、過去に風しん抗体価検査を受けたことがないもの
季節性インフルエンザワクチン		季節性インフルエンザワクチンの予防接種を実施する日の属する年度において、未就学児である者、小学生である者、中学3年生である者、高校3年生である者その他市長が必要と認める者（薩摩川内市子どもインフルエンザ予防接種補助事業実施要綱（平成29年薩摩川内市告示第535号）第5条第2項の規定に基づき、予防接種の費用から補助金の額を差し引いた額を医療機関に支払った者を除く。）

別表第2（第4条関係）

予防接種等の種類		1回当たりの補助金の額	補助の回数
ロタウイルスワクチン	1価	1回のワクチン接種に要した費用として医療機関に支払った金額の5割とし、7,500円を上限とする。	2回
	5価	1回のワクチン接種に要した費用として医	3回

		療機関に支払った金額の 5 割とし、5, 000 円を上限とする。	
おたふくかぜワクチン	1 回のワクチン接種に要した費用として医療機関に支払った金額の 5 割とし、3, 000 円を上限とする。		2 回
風しん含有ワクチン	ワクチン接種に要した費用として医療機関に支払った金額とし、6, 000 円を上限とする。		1 回
風しん抗体価検査	抗体検査に要した費用として医療機関に支払った金額とし、2, 000 円を上限とする。		1 回
季節性インフルエンザワクチン	ワクチン接種に要した費用として医療機関に支払った金額とし、右欄に掲げる額をそれぞれ上限とする。	未就学児である者：2, 000 円	2 回
		小学生である者：1, 000 円	2 回
		中学 3 年生である者：2, 000 円	1 回
		高校 3 年生である者：2, 000 円	1 回

備考 補助金の額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助金交付先一覧【予防接種等補助金】

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	予防接種等を受けた者又はその保護者	10,979,500			10,979,500	10,979,500			10,979,500	予防接種等(1,793件)
2					0				0	
3					0				0	
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		10,979,500	0	0	10,979,500	10,979,500	0	0	10,979,500	